

全数調査でのお客さまにおける二重計量事例について

事例	発見年月日	発生原因（推定）	お客さまへの対応	払い戻し日
	発生場所			
1	平成23年 1月14日	昭和52年12月頃、深夜電力契約の新設工事を行った際、お客さまが依頼した電気工事が電灯用計器負荷側から深夜電力用タイムスイッチの電源を配線した。当社社員による調査でも発見できなかった。	発見日当日、お客さまに多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びした上で、過大にお支払いした電気料金について払い戻しを行なった。	平成23年 2月7日
	宮城県角田市内			
2	平成23年 4月27日	平成21年4月30日、深夜電力B契約のお客さまが当社に無届のまま、お客さまが依頼した電気工事が電灯用引込口配線張替工事を実施した際、誤って電灯用計器負荷側から深夜電力用タイムスイッチの電源を配線した。当社による調査が実施されなかった。	同 上	平成23年 5月31日
	新潟県三条市内			
3	平成23年 11月22日	平成16年12月16日、時間帯別電灯A契約（1契約2計量方式）に契約種別変更を行った際、お客さまが依頼した電気工事が（廃業）が時間帯別電灯用計器負荷側のプルボックス内から深夜電力用タイムスイッチの電源を配線した。当社社員による調査でも発見できなかった。	同 上	平成23年 12月15日
	福島県郡山市内			
4	平成23年 11月23日	平成13年4月18日、融雪用電力A契約の新設工事を行った際、お客さまが依頼した電気工事が誤って電灯用計器負荷側の引込口開閉器一次側から融雪計器用タイムスイッチの電源を配線した。当社社員による調査でも発見できなかった。	同 上	平成23年 12月22日
	山形県米沢市内			
5	平成23年 12月22日	平成7年9月20日、従量電灯B、深夜電力B契約の新設工事を行った際、お客さまが依頼した工事が誤って電灯用計器負荷側のプルボックス内から深夜計器用タイムスイッチの電源を配線した。当社社員による調査でも発見できなかった。	同 上	平成24年 2月29日
	新潟市中央区内			

6	平成 24 年 4 月 9 日	平成 15 年 8 月 27 日，時間帯別電灯 A 契約（1 契約 2 計量方式）に契約種別変更を行った際，お客さまが依頼した工事会社（廃業）が時間帯別電灯用計器負荷側のジョイントボックス内から深夜電力用タイムスイッチの電源を配線した。委託調査員による調査でも発見できなかった。	同 上	平成 24 年 6 月 11 日
	福島県いわき市内			
7	平成 24 年 4 月 11 日	平成 11 年 4 月頃，深夜電力 B 契約のお客さまが当社に無届のまま，お客さまが経営する会社の社員（有資格者）が，誤って電灯用計器負荷側のジョイントボックス内から深夜計器用タイムスイッチの電源を配線した。当社による調査は実施されなかった。	同 上	平成 24 年 6 月 29 日
	福島県郡山市内			

以 上